

(6) 教育課程の変更状況

① 大学院学校教育研究科

上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）の一部を改正する新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第23条 略				第1条～第23条 略			
別表第1 略				別表第1 略			
別表第2 （第6条関係）				別表第2 （第6条関係）			
履修基準単位表				履修基準単位表			
(1) 修士課程				(1) 修士課程			
区分	授業科目の領域	単位	摘要	区分	授業科目の領域	単位	摘要
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目 教科等の指導内容，指導方法に関する科目 発達支援，教育相談に関する科目 学校教育と教員としての役割に関する科目 その他の領域に関する科目	6	全コース・領域共通とし， <u>6単位以上</u> を修得するものとする。	共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目 教科等の指導内容，指導方法に関する科目 発達支援，教育相談に関する科目 学校教育と教員としての役割に関する科目 その他の領域に関する科目	6	全コース・領域共通とし， <u>2つの授業科目の領域以上にわたり計6単位以上</u> を修得するものとする。
	実践場面分析演習	2	修了時において所属するコース・領域に開設される授業科目2単位を修得するものとする。		実践場面分析演習	2	修了時において所属するコース・領域に開設される授業科目2単位を修得するものとする。
専攻科目	課題研究プロジェクト科目 課題研究スタディーズ 専門科目 発達支援教育に関する科目 心理臨床に関する科目 学校教育深化に関する科目 国際理解・日本語教育に関する科目 教育キャリア支援に関する科目	10	課題研究プロジェクト科目2単位を含み，計10単位以上（心理臨床に関する科目の一部は，心理臨床コースの学生に限る。）を修得するものとする。	専攻科目	課題研究プロジェクト科目 課題研究スタディーズ 専門科目 発達支援教育に関する科目 心理臨床に関する科目 学校教育深化に関する科目 国際理解・日本語教育に関する科目 教育キャリア支援に関する科目	10	課題研究プロジェクト科目2単位を含み，計10単位以上（心理臨床に関する科目の一部は，心理臨床コースの学生に限る。）を修得するものとする。
	専門セミナー	8	修了時において所属するコース・領域に開設される授業科目のうちから，2科目8単位を修得するものとする。		専門セミナー	8	修了時において所属するコース・領域に開設される授業科目のうちから，2科目8単位を修得するものとする。
実習科目	課題研究フィールドワーク	4	全コース・領域共通（心理臨床コースの学生は，当該コースの科目に限る。）とし，4単位を修得するものとする。	実習科目	課題研究フィールドワーク	4	全コース・領域共通（心理臨床コースの学生は，当該コースの科目に限る。）とし，4単位を修得するものとする。
計		30		計		30	
(2) 専門職学位課程 略				(2) 専門職学位課程 略			

別表第3 略

別表第3 略

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この規程による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【学内規則集 第7章 教務】

(改正理由)

大学院修士課程の共通科目区分における授業科目において、①一部の科目でコース等の履修制限がある、②開講時期や受講人数に制限がある、③開設増が望めないなどの現状を考慮し、また、より幅広く実践力を高めるために大学院学生の履修選択枠を拡大することに伴い、所要の改正を行うものである。

② 学校教育学部

教育課程の変更なし